

# 埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

～ 路外駐車場 ～

令和3年7月  
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

# 目次

---

ガイドブックご利用上の注意

ガイドブックの構成

路外駐車場の整備基準の解説

## ▶▶ ガイドブックご利用上の注意

---

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。  
(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)  
ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

### ○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

- ・福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）
- ・バリアフリー条例：埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県バリアフリー条例：）

### ○設計にあたってご配慮ください。

- ・どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

### ○ホームページ情報

- ・このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・随時更新のため、冊子は発行しておりません。画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。

# ≫ ガイドブックの構成

---

## 《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

## 《整備項目》

- ・表の左の列は整備する箇所です。
- ・表の中央の列は整備基準となります。
- ・表の右の列は根拠（施行規則等の番号）になります。

## 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

## 《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

## 《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

---

## 《凡例》

整備項目の前に掲載されている記号は下記のとおりです

### ●福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる基準や寸法等

### ○標準的な整備

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの。

### ◇望ましい整備

標準的な整備内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの。

# 1 路外駐車場

## 《基本的考え方》

- ・ 駐車場法第 12 条により届出が必要となっている 500 m<sup>2</sup>以上の有料駐車場を届出対象とする。

	路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。	
車椅子使用者用駐車施設	<p>(1) 車椅子使用者用駐車施設の構造は以下に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 幅は 3.5m 以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p>	<p>建築物 ト 駐車場等 (2)</p> <p>建築物 リ 標識 (1)</p>
車椅子使用者用駐車施設までの距離	(2) 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	イ
案内表示	(3) 路外駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	ロ
通路	(4) 車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車椅子使用者の円滑な通行に配慮したものとする。	ハ

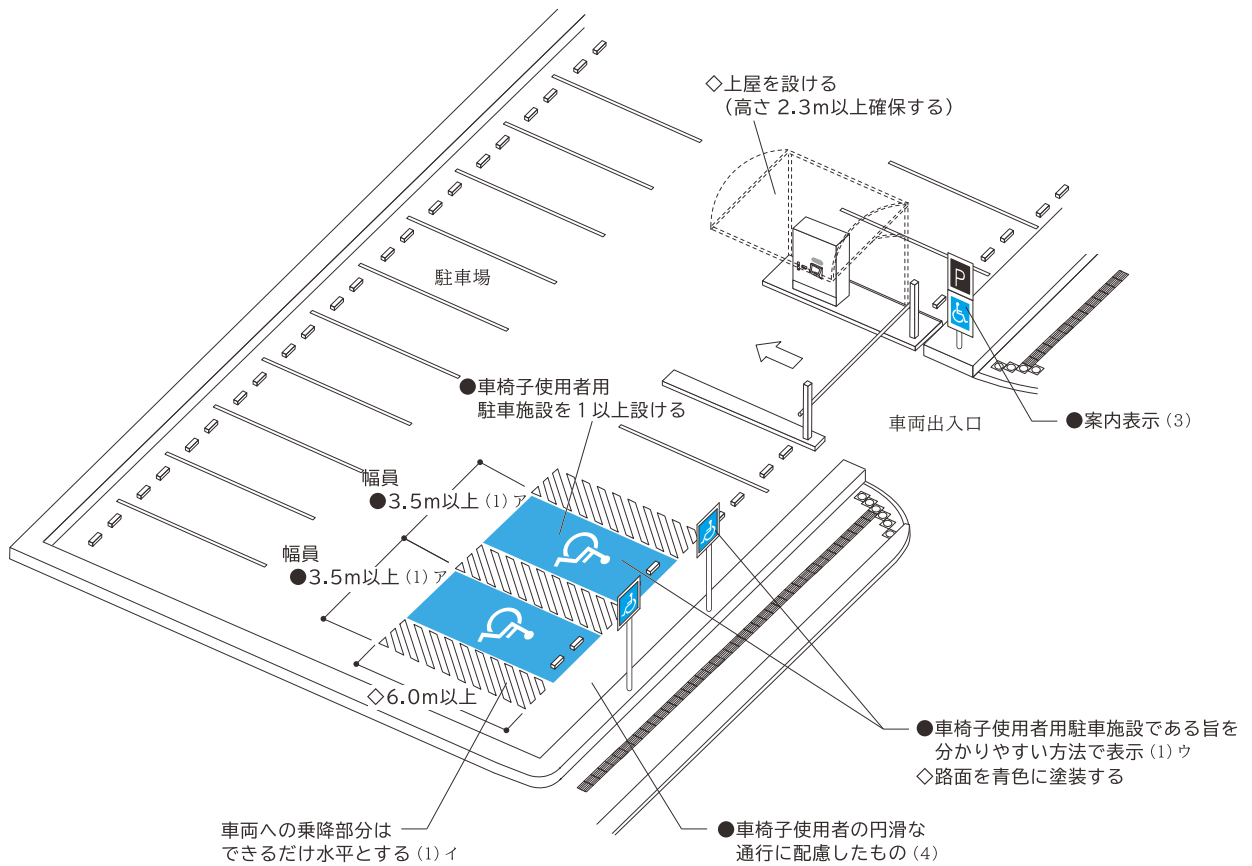
## 《望ましい整備》

- ◇【設置台数】車椅子使用者用駐車施設は、駐車区画数の総計が 200 以下の場合には 1/50 を乗じた数以上、200 を超える場合は、1/100 を乗じた数に 2 を加えた数以上とする。

駐車区画数の総計	車椅子使用者用駐車施設
1～50 台	1 台以上
51～100 台	2 台以上
101～150 台	3 台以上
151～200 台	4 台以上
201～300 台	5 台以上
301～400 台	6 台以上

- ◇【路面】車椅子使用者用駐車スペースの路面は青色とする。
- ◇【上屋】路外駐車場に設けられる発券機や精算機には屋根を設けること。車椅子使用者等が操作に時間がかかる場合にも濡れにくくなる。屋根の高さは、ハイルーフタイプにも対応できるように、高さ 2.3m 以上を確保する。

## 《路外駐車場》



### コラム

- ・ 車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について  
区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

#### 《コーンを置く場合のイメージ》



## 【引用・参考文献】

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ・編集：国土交通省
- ・平成 29 年 3 月

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編)

- ・編集：国土交通省
- ・平成 30 年 7 月

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

- ・編集：国土交通省
- ・平成 24 年 3 月

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

- ・編集：埼玉県
- ・平成 17 年 3 月

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

- ・編集：東京都
- ・平成 31 年(2019 年) 3 月改訂版

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 第 4 版

- ・編集：日本建築行政会議
- ・平成 29 年 3 月

## 【アドバイザー】

高橋儀平(東洋大学名誉教授)

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和 3 年 7 月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話：048-830-3223

FAX：048-830-4801